

学校法人朴沢学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和8年4月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

2 本学園の課題

- (1) 労働者に占める女性の割合、特に大学における教員の女性割合が低い。
- (2) 勤務年数に男女の大きな差はみられないが、管理職に占める女性の割合が低い。
- (3) 男性教職員の育児休業取得率が低い。

3 行動計画の内容

目標1：労働者に占める女性の割合を、学園全体として当面30%以上とすることを目標とし、特に大学の女性教員増のための方策を検討する。

〈対策〉短時間勤務制度等の柔軟な働き方の拡充を図るよう努力する。

目標2：女性教職員の育児休業取得率100%を維持しつつ、男性教職員の育児休業取得を促す。

〈対策〉育児休業制度を学園内に改めて周知し、特に男性教職員の育児休業取得を促す。